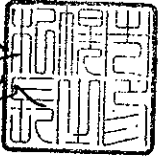


札幌市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月 31 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 35 号

札幌市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

札幌市学校給食費の管理に関する規則（令和5年規則第28号）の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。
- (2) 附則第2項の前に見出しとして「（学校給食費の額に係る特例）」を付する。
- (3) 附則に次の1項を加える。

3 別表1に規定する職員に係る令和7年度分の学校給食費の額に限り、同表の規定の適用については、同表中「277円」とあるのは「332円」と、「328円」とあるのは「394円」とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。